

肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）の交付金について
【平成30年12月分】

平成30年12月に販売された交付対象牛に適用する畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第3条第1項に規定する交付金について、肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）第4の6の（2）の規定により算出した標準的販売価格及び同（3）の規定により算出した標準的生産費を公表します。

今回の算出結果については、肉用牛肥育経営安定交付金が平成30年12月30日から開始されたことから平成30年12月30日又は31日に販売の実績が確認された下記の交付対象牛に適用されます。

記

1. 肉専用種

算出の区域	肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価※（参考）
熊本県	1,279,457円	1,263,573円	—
宮崎県	1,354,775円	1,283,647円	—
二以上の都道府県の区域	1,429,381円	1,246,173円	—

2. 交雑種

肉用牛1頭当たりの標準的販売価格	肉用牛1頭当たりの標準的生産費	肉用牛1頭当たりの交付金単価※（参考）
795,133円	734,384円	—

※肉用牛1頭当たりの交付金単価は、肉用牛1頭当たりの標準的生産費と肉用牛1頭当たりの標準的販売価格との差額に100分の90を乗じた額。

連絡先

畜産経営対策部 肉用牛肥育経営課

担当：宅間、井上、河西 電話：03-3583-8562

(参考1)

平成30年度 牛マルキン交付金算定基礎
【平成30年12月】

(単位：円/頭)

区 分	肉専用種			交雑種
	一の都道府県の区域		二以上の都道府県の区域	
	熊本県	宮崎県		
標準的販売価格 (A)	1,279,457	1,354,775	1,429,381	795,133
標準的生産費 (B)	1,263,573	1,283,647	1,246,173	734,384
差額 (C) = (A) - (B)	15,884	71,128	183,208	60,749
差額に100分の90を乗じて得た額 (D) = C × 0.9	—	—	—	—

標準的販売価格 (A) = ① + ②	1,279,457	1,354,775	1,429,381	795,133
主産物価格 ① = a × b	1,269,338	1,344,656	1,419,262	790,413
枝肉市場価格 (円/kg) a	2,554	2,711	2,873	1,559
枝肉重量 (kg) b	497	496	494	507
副産物価格 ②	10,119	同左		4,720
標準的生産費 (B) = ⑤ + ⑥ + ⑦ + ⑧	1,263,573	1,283,647	1,246,173	734,384
物財費 ③	1,164,010	1,184,084	1,142,436	679,628
もと畜費	802,797	822,871	781,223	356,321
飼料費	285,110			275,834
流通飼料費	283,487			274,851
麦類	11,897			834
とうもろこし	11,691			2,959
ふすま	11,312			456
かす類	7,697			7,695
配合飼料	196,352			229,810
稲わら	23,418			12,083
その他	21,120			21,014
牧草・放牧・採草費	1,623	同左		983
敷料費	11,756			7,456
光熱水料及び動力費	12,458			10,112
その他の諸材料費	161			188
獣医師料及び医薬品費	10,352			4,190
賃借料及び料金	5,100			2,749
物件税及び公課諸負担	4,952			2,396
建物費	12,467			10,356
自動車費	7,043			3,272
農機具費	9,854			6,020
生産管理費	1,960			734
労働費 ④	74,960	74,960	79,134	39,627
家族	68,702	68,702	72,876	34,240
費用合計 ⑤ = ③ + ④	1,238,970	1,259,044	1,221,570	719,255
支払利子 ⑥	13,768			4,843
支払地代 ⑦	542	同左		286
と畜経費 ⑧	10,293			10,000

注：消費税抜きで算定。

(参考2)

主産物価格の内訳
【平成30年12月】

品種区分	枝肉取引区分	平均枝肉価格 (円/kg)	平均枝肉重量 (kg/頭)
肉専用種	25市場	2,862	493
	相対取引等	2,894	495
	計	2,873	494
交雑種	25市場	1,553	509
	相対取引等	1,573	500
	計	1,559	507

注1 25市場とは、中央卸売市場10市場と指定市場15市場での取引から、一の都道府県の区域の算定に用いたデータを除外して算定。

2 相対取引等とは、次の道県における食肉センター等での取引である。

3 消費税抜きで算定。

【肉専用種】

山形県、岐阜県、滋賀県、奈良県、香川県、愛媛県、高知県

【交雑種】

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、滋賀県、奈良県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県